

## 契約事務改善の基本的方針 (改定案)

平成 19 年 1 月

## 1 改定の趣旨

これまで公共工事以外の業務委託及び物品購入等に係る契約については、「契約事務改善の基本的方針(平成18年6月19日行財政改革推進本部業務改革部会決定)」(以下「基本的方針」という。)に基づき、契約手続きの透明性・競争性を高めるため、当面の措置として、緊急的に単独随意契約について透明性・競争性の高い手続きへの移行を図ってきたところである。

公共工事については、平成18年12月28日に行財政改革推進本部において、「入札等制度改革に係る基本方針」が決定され、業務委託及び物品購入等全ての契約についても、公共工事に準じた入札制度等の改革を進める旨が付記されたことから、今後、早急を実施する措置及び今後検討すべき事項等を加え、基本的方針を見直すこととするもの。

## 2 契約事務改善の基本的な考え方

## (1) 透明性・競争性の確保

契約に係る業務の適切な履行を確保する措置を講じながら、契約事務全般を見直してその透明性・競争性を高める。

## (2) コスト削減

特に内部管理経費を中心に、行政コストを削減し、政策経費へ配分する財源の確保を図る。

## (3) 事務効率化と県民負担の軽減

契約に関する県の事務負担及び入札・契約手續に参加する事業者・県民の事務負担の軽減を図り、契約事務の過程全体で見たコストの削減を目指す。

## (4) 県内産業等の育成

契約事務改善を検討するに当たっては、透明性・競争性の確保を主眼としつつ、県内産業の育成及び社会福祉等の政策的観点に十分配慮する。

## 3 単独随意契約等の点検状況及び早急を実施する措置

## (1) 単独随意契約等の点検状況

当面、単独随意契約について早急に見直しの方針を整理した上で、平成19年3月末までに見直しの方向性を公表する。

## (参考) 契約の状況

(単位: 百万円)

	契約の状況 (平成 17年度実績)	
	件数(構成比)	金額(構成比)
一般競争入札	98 (1%)	1,572 (3%)
指名競争入札	4,696 (20%)	15,984 (35%)
随意契約(複数見積)	4,938 (21%)	8,472 (19%)
単独随意契約	13,646 (58%)	19,913 (43%)
契約計	23,378 (100%)	45,941 (100%)

### (2) 単独随意契約に関する財務規則等の改正

予定価格 50 万円未満については、競争性を確保する必要がある場合を除き単独随意契約を可能としているが、競争性の確保及び事務効率性を勘案し、予定価格 10 万円未満とし、財務規則等の改正を行う。

### (3) 長期継続契約の活用

福島県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成 18 年福島県条例第 70 号)に基づき、経常的な事務機器のリース等に係る契約について、可能な限り競争入札を行った上で複数年契約を行い、事務の効率化及びコスト削減を図る。なお、複写機の一部について、平成 18 年 11 月から長期継続契約を導入した。

## 4 平成 19 年度に検討すべき事項等

公共工事以外の業務委託及び物品購入等に係る契約については、公共工事に準じて入札制度等の改革を進めるが、契約内容、形態等が多種多様であることから、それぞれの契約の特性に応じた検討等を行うこととする。

### (1) 競争性の拡大

ア 公共工事における指名競争入札の廃止及び条件付一般競争入札の導入を踏まえ、業務委託及び物品購入等に係る契約についても、指名競争入札の今後の在り方を含め競争性の拡大を検討する。

イ 競争性の拡大に当たっては、企画競争や公募など競争性のある随意契約の在り方、一般競争入札における入札参加資格者登録の在り方並びに競争性の確保に十分配慮した地域要件及び実績要件の設定の在り方等について検討する。

(平成 19 年度中に検討)

### (2) 随意契約

随意契約の在り方について、透明性・競争性の確保の観点から、その取扱いを統一するため、随意契約ガイドライン(仮称)を策定する。

(平成 19 年度中に実施)

### (3) 郵便入札、電子入札制度

郵便入札について、業務委託及び物品購入等に係る契約への導入を検討する。  
電子入札については、物品購入等に係る契約において平成19年度中に導入するとともに、その他の契約への拡大について検討する。

(平成19年度中に検討)

### (4) 事後審査方式

一般競争入札の入札事務を適正かつ効率的に実施するため、入札後に落札候補者の資格審査を行う事後審査方式の導入について検討する。

(平成19年度中に検討)

### (5) 予定価格

予定価格の取扱いについて、公表の可否も含めて検討する。

(平成19年度中に検討)

### (6) 契約事務に関する情報公開

契約事務に関する情報公開については、透明性を確保するため、積極的に進める。

(平成19年度中に実施)

### (7) その他

最低制限価格制度、低入札価格調査制度、総合評価方式については、公共工事と異なり契約内容、形態等が多種多様であり、導入の必要性も含め、その在り方を調査研究する。

(平成19年度中に調査研究)

## 5 契約事務改善の進め方

### (1) 推進体制

今後の契約事務改善及び入札制度の見直しについては、入札等制度改革部会等において検討し、推進していく。

### (2) 進行管理

契約事務改善及び入札制度の見直しに向けたアクションプランを平成19年度中に策定し、その進行管理を行う。

## 6 その他

公社等に対しては、所管部局長が必要に応じて助言等を行う。